

令和2年9月清須市議会定例会会議録

令和2年9月24日、令和2年9月清須市議会定例会は清須市役所議事堂に招集された。

1. 開会時間

午前 9時30分

2. 出席議員

1番	松岡繁知	2番	山内徳彦
3番	富田雄二	4番	下堂菌稔
5番	浅野富典	6番	松川秀康
7番	大塚祥之	8番	小崎進一
9番	飛永勝次	10番	野々部享
11番	岡山克彦	12番	林真子
13番	加藤光則	14番	高橋哲生
15番	八木勝之	16番	伊藤嘉起
17番	岸本洋美	18番	久野茂
19番	白井章	20番	浅井泰三
21番	成田義之	22番	天野武藏

計 22名

3. 欠席議員

なし

4. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者は次のとおりである。

市	長	永田純夫
副市	長	葛谷賢二
教	育	長 齊藤孝法
企	画	部 長 宮崎稔
総	務	部 長 平子幸夫

市 民 環 境 部 長	栗 本 和 宜
健 康 福 祉 部 長	河 口 直 彦
建 設 部 長	永 湊 貴 徳
会 計 管 理 者	吉 田 敬
教 育 部 長	加 藤 秀 樹
監 査 委 員 事 務 局 長	三 輪 晃 司
企 画 部 次 長 兼 企 画 政 策 課 長	後 藤 邦 夫
総 務 部 次 長 兼 防 災 行 政 課 長	丹 羽 久 登
総 務 部 次 長 兼 財 政 課 長	岩 田 喜 一
市 民 環 境 部 次 長 兼 産 業 課 長	石 田 隆
健 康 福 祉 部 次 長 兼 子 育 て 支 援 課 長	加 藤 久 喜
総 務 部 参 事	山 下 雅 也
建 設 部 参 事	大 橋 秀 一
建 設 部 参 事	兼 松 俊 彦
人 事 秘 書 課 長	舟 橋 監 司
税 務 課 長	渡 辺 由 利 子
収 納 課 長	三 輪 好 邦
市 民 課 長	伊 藤 嘉 規
保 険 年 金 課 長	篠 田 敬 幸
生 活 環 境 課 長	島 津 行 康
西 枇 杷 島 市 民 サ ー ビ ス セ ン タ ー 所 長	北 神 聖 久
清 洲 市 民 サ ー ビ ス セ ン タ ー 所 長	葛 山 悟
春 日 市 民 サ ー ビ ス セ ン タ ー 所 長	日 比 野 鋭 治
社 会 福 祉 課 長	鹿 島 康 浩
高 齢 福 祉 課 長	古 川 伊 都 子
健 康 推 進 課 長	寺 社 下 葉 子
土 木 課 長	飯 田 英 晴
都 市 計 画 課 長	長 谷 川 久 高
上 下 水 道 課 長	菅 野 淳

新清洲駅周辺まちづくり課長	前	田	敬	春
会計課長	榎	本	雄	介
学校教育課長	石	黒	直	人
生涯学習課長	辻		清	岳
スポーツ課長	浅	野	英	樹
学校給食センター管理事務所長	吉	田		剛

5. 本会議に職務のために出席した者の職、氏名

議会事務局長	浅	田	克	幸
議事調査課長	高	山		敬
議事調査課主査	鈴	木	結	佳理

6. 会議事件は次のとおりである。

- 日程第 1 認定第 1 号 令和元年度清須市一般会計決算認定について
- 日程第 2 認定第 2 号 令和元年度清須市国民健康保険特別会計決算認定について
- 日程第 3 認定第 3 号 令和元年度清須市介護保険特別会計決算認定について
- 日程第 4 認定第 4 号 令和元年度清須市後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 日程第 5 認定第 5 号 令和元年度清須市水道事業決算認定について
- 日程第 6 認定第 6 号 令和元年度清須市下水道事業決算認定について
- 日程第 7 議案第 5 2 号 清須市部制条例の一部を改正する条例案
- 日程第 8 議案第 5 3 号 清須市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 9 議案第 5 4 号 清須市税条例等の一部を改正する条例案
- 日程第 10 議案第 5 5 号 清洲城の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 11 議案第 5 6 号 清須市清洲勤労福祉会館設置条例及び清須市西枇杷島勤労福祉会館設置条例の一部を改正する条例案
- 日程第 12 議案第 5 7 号 工事請負契約（春日公民館空調改修工事（第 2 期））の締結について
- 日程第 13 議案第 5 8 号 動産の取得について

- 日程第14 議案第59号 令和2年度清須市一般会計補正予算（第7号）案
- 日程第15 議案第60号 令和2年度清須市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案
- 日程第16 議案第61号 令和2年度清須市介護保険特別会計補正予算（第2号）案
- 日程第17 議案第62号 令和2年度清須市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案
- 日程第18 発議第 4号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書（案）
- 日程第19 発議第 5号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）
- 追加日程第1 議案第63号 令和2年度清須市一般会計補正予算（第8号）案
- 追加日程第2 発議第 6号 清須市議会委員会条例の一部を改正する条例案
- 追加日程第3 発議第 7号 枇杷島地区特定構造物改築事業の整備促進に関する決議書（案）
について
- 追加日程第4 常任委員会の閉会中の継続審査申出書
- 追加日程第5 議会運営委員会の閉会中の継続審査申出書
（ 傍聴者 2名 ）

(時に午前 9時30分 開会)

議長 (成田 義之君)

皆さん、おはようございます。

令和2年9月清須市議会定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は、22名でございます。

これより、本日の会議を開きます。

お諮りいたします。

当局から、議案第63号 令和2年度清須市一般会計補正予算(第8号)案が提出されております。この議案については、市長より提案説明を受けた後、職員より詳細説明を受け、委員会付託を省略し、質疑、討論の後、採決を行いたいと思います。

また、浅野議員より、発議第6号 清須市議会委員会条例の一部を改正する条例案、伊藤議員より、発議第7号 枇杷島地区特定構造物改築事業の整備促進に関する決議書案がそれぞれ提出されております。この発議2案件につきましては、提出議員より提案理由及び内容の説明を受け、委員会付託を省略し、質疑、討論の後、採決を行いたいと思います。

また、各常任委員会の委員長から、常任委員会の閉会中の継続審査申出書、また、議会運営委員会委員長から、議会運営委員会の閉会中の継続審査申出書がそれぞれ提出されております。

これらの案件を日程に追加いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (成田 義之君)

ありがとうございます。

異議なしと認め、日程に追加いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1から日程第19までの案件については、9月3日の本会議において各常任委員会に審査を付託いたし、十分ご審議いただいたと思いますので、各常任委員会の委員長より開催の順序に従い、審査の内容と結果について報告を求めます。報告は発言席でお願いいたします。

それでは、最初に、7日及び8日に開催されました福祉委員会の報告を白井委員長より求めます。

白井委員長。

< 福祉委員会委員長（白井 章君）登壇 >

福祉委員会委員長（白井 章君）

おはようございます。

議席19番、福祉常任委員長、白井 章でございます。

令和2年9月定例会に上程されました議案のうち、当福祉常任委員会に付託されました案件につきましては、去る9月7日、8の両日、午前9時30分から委員会を開催し、委員全員出席のもと慎重に審議を行いました。これより、その審議の主な内容と結果についてご報告申し上げます。

最初に、認定第1号 令和元年度清須市一般会計決算認定の所管分についてご報告申し上げます。

当局より決算書の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

以下、質疑の内容を順次ご報告いたしますが、質問は委員から、また、答弁は当局からですので、1つ1つの質疑に対する委員及び当局は省略させていただきますので、よろしく申し上げます。

まず、歳入では、民生費負担金について、「保育料の不納欠損の内容は」との質問に、「生活困窮のため納めることが不可能な平成26年度分の9世帯11人分の保育料を公債権5年経過を理由に不納欠損処分したことによるものです」との答弁がありました。

衛生手数料について、「新川墓地は全体で何区画あり、何区画使用されているのか」との質問に、「共同墓地等を含め全区画は974区画で、そのうち現在880区画が使用されています」との答弁でありました。

雑入について、「主食費及び給食費の収入未済額は」との質問に、「主食費では現年度分4万4千円、過年度分84万1千640円の合計88万5千640円、令和元年度からの給食費では51万1千600円でありました」との答弁でありました。

次に、「市内レジャー農園の空区画の状況は」との質問に、「令和元年度末で春日地区11区画、清洲地区5区画、新川地区3区画、西枇杷島地区11区画が空きとなっています」との答弁でありました。

歳出では、戸籍住民基本台帳費について、「マイナンバーカードの交付実績及び交付率向上の対策は」との質問に、「令和2年7月末での交付率は16%で、また、交付件数は1万1千120件でした。引き続き、マイナポイント及び健康保険証の利用などのマイナンバーカードの

利用価値を広報、ホームページなどでPRを行い、交付率の向上を図ってまいります」との答弁でありました。

次に、「コンビニ交付の実績は」との質問に、「令和元年度は2か月で193件、今年度は4月以降8月末までで605件でありました。また、コンビニ交付の利便性をPRし、利用率の向上に努めてまいります」との答弁でありました。

社会福祉総務費について、「民生委員・児童委員の男女比、年齢構成及び民生委員・児童委員活動との連携について」との質問に、「民生委員・児童委員は75人で、男性が33人、女性が42人、主任児童委員は8人全員が女性で、50代から60代の方が中心となり活躍していただいています。また、連携体制については、毎月定例会を開催し情報交換を行うほか、随時、市役所や包括支援センターなどに情報提供していただきながら、課題解決に向けて連携して取り組んでいます」との答弁でありました。

障害者福祉費について、「主要施策成果報告書からは、基幹相談支援センターの実績等の記載がないが、担当課は事業内容をどのように把握し検証しているのか。また、主要施策成果報告書の記載内容を改める必要については」との質問に、「基幹相談支援センターから毎月提出される報告書等により検証しています。また、主要施策報告書については、校正過程において誤字や事業内容の確認を行うなど、決算実績が分かりやすいように今後改めます」との答弁でありました。

高齢者福祉費について、「敬老品の配付内容は」との質問に、当局は、「敬老会の記念品としてお茶の袋詰めを4千585個配付し、配付残については返品ができる契約となっております」との答弁でありました。

社会福祉施設費について、「新川福祉センターの土地賃借の契約内容は」との質問に、「借地料は前年度固定資産税評価額の5%として、契約期間については契約締結日から平成31年3月までの10年契約で、その後は1年ごとの自動継続契約になっています」との答弁でありました。

児童福祉総務費について、「施設型給付費と地域型給付費の利用者単位ごとの決算金額の違いは」との質問に、「国が定める1人当たりの費用である公定価格が年齢ごとに異なることによるものです」との答弁でありました。

次に、「施設等利用費の内容は」との質問に、「令和元年10月から幼児教育・保育の無償化により、幼稚園等を利用する保育を必要とする預かり保育の利用料を無償とするものです」との答弁でありました。

保育所費について、「前年度と比較して委託料のうち樹木管理業務などが減少した理由は」と

の質問に、「主に一場保育園など、樹木管理業務が減少したことによるものです」との答弁でありました。

生活保護総務費について、「生活困窮者支援に従事する職員体制は」との質問に、「相談支援員等3人が専従的に、必要に応じてケースワーカーも対応しています」との答弁でありました。

次に、「学習応援費委託料の内容は」との質問に、「委託料の内容は人件費や物件費などで、人件費が大半を占めています」との答弁でありました。

続いて、「生活保護受給者のうち外国籍の方の人数は」との質問に、「令和2年4月1日現在27世帯36人です」との答弁でありました。

予防費について、「追加的対策第5期定期接種の男性に行われる風疹抗体検査の受診率が20%の要因と受診率向上の考え方は」との質問に、「昭和39年4月から昭和56年4月生まれの方の風疹定期予防接種期間は令和元年度から3年間であるため、初年度の検査受診率は20%でありました。引き続き、受診率向上の周知・啓発に努めてまいります」との答弁でありました。

清掃総務費について、「災害廃棄物処理計画策定における本市の取組内容は」との質問に、「発災した場合を想定し、災害廃棄物をどのように処分していくかを災害の種類、被災状況及び被災エリアに応じ、災害対策本部の場所選定により、適切かつ迅速に仮置場を設置する状況になっております」との答弁でありました。

農業委員会費について、「遊休農地を解消するための取組内容は」との質問に、「農業委員及び農地利用最適化推進委員とともに毎年パトロールを実施し、遊休農地の状態にある地権者に対して利用意向調査を行い、耕作に結びつくよう促しております」との答弁でありました。

商工総務費について、「企業再投資促進奨励金1億円を交付した効果については」との質問に、「企業の市外流出防止はもとより、税収の増加や雇用の拡大が図れます。また、次の設備投資へとつながれば、その効果もさらに大きなものになります」との答弁でありました。

以上が、主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、全員一致をもって原案を可決すべきものと決しました。

次に、認定第2号 令和元年度清須市国民健康保険特別会計決算認定についてご報告申し上げます。

当局より議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

委員より、「社会保険や共済保険の保険料と国民健康保険税の支払い月数の違いは」との質問

があり、当局は、「以前は市単位で国保財政を運営しており、4月納付分を運営資金として充てていましたが、現在は保険者が県に移行したことにより、他の自治体も4月納期をなくしている状況です。本算定が7月であることから、本市においても7月から納期が始まるように検討を進めてまいります」との答弁でありました。

質疑終了後、採決を行った結果、全員一致をもって原案を可決すべきものと決しました。

次に、認定第3号 令和元年度清須市介護保険特別会計決算認定についてご報告申し上げます。

当局より議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

介護サービス費について、委員より、「前年度と比較して介護サービス等費の不用額が3倍に増額した理由は」との質問があり、当局は、「サービス延べ利用者が当初積算人数より減少したことによるものです」との答弁でありました。

質疑終了後、採決を行った結果、全員一致をもって原案を可決すべきものと決しました。

続いて、議案第59号 令和2年度清須市一般会計補正予算（第7号）案についてご報告申し上げます。

当局より議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

委員より、「春日老人福祉センターの空調設備工事の補正理由は」との質問があり、当局は、「当初、室外機の設置場所を屋上として工事計画をしておりましたが、工事設計業務の過程で春日老人福祉センターの建物の構造上、室外機を屋上に設置することが不可能であることが判明したことにより、工事内容の変更が必要となり、工事金額の増額分を補正計上いたしました」との答弁でありました。

質疑終了後、採決を行った結果、全員一致をもって原案を可決すべきものと決しました。

なお、認定第4号 令和元年度清須市後期高齢者医療特別会計決算認定、議案第55号 清洲城の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案、議案第60号 令和2年度清須市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案、議案第61号 令和2年度清須市介護保険特別会計補正予算（第2号）案及び議案第62号 令和2年度清須市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案につきましては、当局より議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りましたが、特に質疑もなく、採決を行った結果、全員一致をもって原案を可決すべきものと決しました。

以上、福祉委員会に付託されました案件についてご報告申し上げます。

議長（成田 義之君）

ただいま委員長報告がありましたが、ご質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (成田 義之君)

質問もないようですので、白井委員長、ご苦労さまでした。自席へお戻りください。

次に、9日及び10日に開催されました建設文教委員会の報告を大塚委員長より求めます。

大塚委員長。

< 建設文教委員会委員長 (大塚 祥之君) 登壇 >

建設文教委員会委員長 (大塚 祥之君)

改めまして、おはようございます。

議席7番、建設文教委員長、大塚祥之でございます。

令和2年9月定例会に上程されました議案のうち当建設文教委員会に付託されました案件について、去る9月9日、10日の両日、委員全員出席のもと午前9時30分より開催し、慎重に審議を行いました。その審議の内容と結果について、議案ごとに順次ご報告申し上げます。

最初に、認定第1号 令和元年度清須市一般会計決算認定の所管分について、審議の主な内容と結果についてご報告申し上げます。

当局より議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

歳入、13款使用料及び手数料では、委員より、「道路占用料の増加の要因は」との質問があり、当局は、「平成31年4月1日に料金改定があり、それに伴い増加しました」との答弁でありました。

14款国庫支出金では、委員より、「都市計画費補助金について、予算額に比べて減額が大きいが、どうしてか」との質問があり、当局は、「国費は要望額に対して内示率が低かったため、減額したものです」との答弁でありました。

委員より、「情報通信ネットワーク環境施設整備や情報機器整備費補助金、学校施設環境改善交付金等、年末に急遽決まり、短い時間での手続や準備等であったが、事業を進める上で問題となったことは」との質問があり、当局は、「特に問題はありません」との答弁でございました。

歳出、8款土木費では、委員より、「地質調査の成果について、活用はしているのか」との質問があり、当局は、「税務課にデータを提供しております」との答弁でありました。

委員より、「街路灯のLED化による効果は」との質問があり、当局は、「管理費が34%削減できました」との答弁でありました。

委員より、「道路台帳の更新作業は毎年行うのか」との質問があり、当局は、「道路形態の変

更による更新なので、毎年行います」との答弁でありました。

委員より、「市で管理している橋梁は何橋で、点検は誰が行っているのか」との質問があり、当局は、「現在、愛知県が整備している白弓橋を除く60橋を市で管理しています。定期点検は愛知県都市整備協会に委託しており、日常点検は職員で行っています」との答弁でありました。

委員より、「市道西田中蓮池線等整備費の減額の理由は、また整備の進捗状況に影響はないのか」との質問があり、当局は、「県費補助の内示額に合わせての減額です。整備延長に影響が出ないよう工種を精査して対応しています」との答弁でありました。

委員より、「市内における雨水調整池の管理方法と47計画上の調整池の進捗状況は」との質問があり、当局は、「雨季に入る前に業者による保守点検を行い、日常管理は職員で行っています。また、進捗率については、新川中学校の調整池が整備されたことにより、100%達成いたしました」との答弁でありました。

委員より、「五条川ふるさとの川管理費の内容は」との質問があり、当局は、「五条川ふるさとの川整備事業で整備した清洲城周辺の緑地管理と堤防の草刈り業務です」との答弁でありました。

委員より、「鉄道高架事業で買収した土地についての管理はどうしていくのか」との質問があり、当局は、「事業管理用地として防草シート設置等を実施して管理をしていきます」との答弁でありました。

委員より、「清須新川線の整備状況はどうなっているのか」との質問があり、当局は、「用地取得を昨年度行い、堤防道路に接続する整備工事を本年度実施します。供用開始につきましては、愛知県施行の桃栄跨線橋整備に合わせるよう県と調整していきます」との答弁でありました。

委員より、「主要成果報告書に記述のポンプ場の箇所数が前年度に比べて数が減った理由は」との質問があり、当局は、「平成31年4月に下水道事業会計に移行した際に2つのポンプ場を一般会計から下水道事業の施設として位置づけしたためです」との答弁でありました。

委員より、「公園の定期点検等はどう行っているのか」との質問があり、当局は、「年3回の定期点検を業者が行い、日常点検については職員が対応しています」との答弁でありました。

10款教育費では、委員より、「3月から3か月にわたる臨時休業となり、学校行事に大きな影響があったが、コロナ禍における本年度の小中学校の修学旅行に対する考え方は。また、旅行が中止になった場合のキャンセル費用の取扱いは」との質問があり、当局は、「本年度に限り実施時期を変更し、中学校では行き先も変更しました。実施にあたり出発の3週間前に愛知県や本

市及び行き先の感染状況を見て実施の判断をしたいと考えています。また、出発日までの期間で感染の状況が悪化し、実施すべきでない判断した場合は旅行を中止し、発生したキャンセル費用は本市で負担する考えです。ただし、修学旅行は実施されたが、新型コロナウイルス感染症関連等により個人的に参加しなかった場合のキャンセル費用は、個人負担によるものと考えています」との答弁でありました。

委員より、適応指導教室について、「登校できない児童生徒の実態は、また、さらなる取組は」との質問があり、当局は、「令和2年2月時点での不登校については、小学生が37名、中学生が56名、不登校傾向である小学生が21名、中学生が11名です。取組については、不登校になる原因を早期に察知し、不登校や不登校傾向にならないよう早い段階で対応してまいります」との答弁でありました。

委員より、「現職教育研修費について、どのような研修を行っているのか」との質問があり、当局は、「プログラミング教育の研修や外国語等の教員研修費や図書購入費等です」との答弁でありました。

委員より、「いじめの認知件数が全国的に増えているが、本市の状況は、また、取組は」との質問があり、当局は、「小学校における令和元年度の認知件数が1千83件、平成30年度の認知件数が1千363件で、減少傾向にあると考えています。また、取組については、早期発見し、早めの対処をするよう学校全体で考え、常に教員間の間で情報共有をしていきます」との答弁でありました。

委員より、「清洲中学校バリアフリー化工事の内容について」との質問があり、当局は、「車椅子対応用の多目的トイレの設置、スロープを6か所設置、車椅子を乗せたまま階段が上下できる階段昇降車を購入しました」との答弁でありました。

委員より、「春日公民館の空調機器の状況は」との質問があり、当局は、「冷温水機を含む空調機器の経年劣化のため、全面的に更新するものです。昨年度は第1期工事としてホール以外の各部屋を電気による個別空調に変更しました」との答弁でありました。

委員より、「外国の方が地域で困り事があったとき、国際交流協会の方とコミュニケーションを取ることで、問題をくみ取ることができるのでは」との質問があり、当局は、「市国際交流協会の日本語ひろばなどの活動に加え、市としても生涯学習課が中心となって他課との連携を図り、問題の把握に努めていきたいと考えています」との答弁でありました。

委員より、「市立図書館の新型コロナウイルス対応について、検温、名前や連絡先の記入をお

願っているが、来館者への説明はどのように行っているか」との質問があり、当局は、「新型コロナウイルス感染症対策本部会議の中で、不特定数の方が来られる図書館、美術館、清洲城、アルコ清洲、カルチバ新川について、感染が発生したときに対応ができるようにということで決定し、実施させていただいております」との答弁でありました。

委員より、「あいち朝日遺跡ミュージアムオープンにあたり、スポンサーを募って新聞等で大きな広告を掲載すれば県内外にアピールができるのでは」との提案がありました。

委員より、「給食センター費における事業費及び賃金の不用額の内容について」との質問があり、当局は、「需用費については3月の学校臨時休業に伴い給食の提供が行われなかったことによる賄い材料費の予算残額、賃金については、調理の雇用が必要数に達しなかったことによるものです」との答弁がありました。

以上が主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、認定第1号 令和元年度清須市一般会計決算認定についての所管分については、全員一致をもって認定すべきものと決しました。

次に、認定第5号 令和元年度清須市水道事業決算認定についてご報告申し上げます。

当局より議案の朗読説明がされた後、質疑に入りました。

歳入では、委員より、「経営戦略では給水人口が増加となっているが、現状と比べてどうか」との質問があり、当局は、「区画整理や住宅地の開発等もあり、ペースは遅いが、増加していく見込みです」との答弁でありました。

委員より、「営業収益が予算に対して収入減となっている理由は」との質問があり、当局は、「節水機器が多くなり、給水収益が伸びていないためです」との答弁でありました。

委員より、「収益的支出の不用額は何か」との質問があり、当局は、「下水道支障工事の遅れ等により、予定より受託工事が減になったものです」との答弁でありました。

委員より、「重要給水施設とは」との質問があり、当局は、「指定避難所等になっている春日小学校、春日中学校、春日グラウンド、春日老人福祉センター、五条川リハビリテーション病院、中之切保育園、ネギヤ保育園、ペガサス春日、平安の里です」との答弁でありました。

以上が主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、認定第5号 令和元年度清須市水道事業決算認定については、全員一致をもって認定すべきものと決しました。

次に、認定第6号 令和元年度清須市下水道事業決算認定についてご報告申し上げます。

当局より議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

歳入では、委員より、「下水道使用料の経費回収率は」との質問があり、当局は、「約99%です」との答弁でありました。

委員より、「事業計画など市民への周知は」との質問があり、当局は、「清須市のホームページ等で公表しております」との答弁でありました。

以上が主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、認定第6号 令和元年度清須市下水道事業決算認定については、全員一致をもって認定すべきものと決しました。

次に、議案第56号 清須市清洲勤労福祉会館設置条例及び清須市西枇杷島勤労福祉会館設置条例の一部を改正する条例案についてご報告申し上げます。

当局より議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

委員より、「にしびさわやかプラザのトレーニングルームについて、実際に障がい者の方も使われているのか、また、どのような配慮がなされているのか」との質問があり、当局は、「障がい者の方の登録は令和元年度はゼロでしたが、平成30年度はお一人の登録がありました。また、インストラクターは配置しておりません」との答弁でありました。

以上が主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、議案第56号 清須市清洲勤労福祉会館設置条例及び清須市西枇杷島勤労福祉会館設置条例の一部を改正する条例案は、全員一致をもって原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第57号 工事請負契約（春日公民館空調改修工事（第2期））の締結について、ご報告申し上げます。

当局より議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

委員より、「熱源をGHPチラーに変更するメリットは」との質問があり、当局は、「昨年度の第1期工事でホール以外の会議室などを電気による空調に改修しておりますので、全てガスを使用した冷温水器発生器を使用することにより、コスト的に優れております」との答弁でありました。

以上が主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、議案第57号 工事請負契約（春日公民館空調改修工事（第2期））の締結については、全員一致をもって原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第58号 動産の取得についてご報告申し上げます。

当局より議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

委員より、「ICT機器を計画よりも早く導入するにあたり、教員側からの意見は」との質問があり、当局は、「各学校の代表教員で構成する教育ICT推進委員会の中で先生方の意見を取り入れて、物品の調達、サポート等をしていきたいと考えています」との答弁でありました。

以上が主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、議案第58号 動産の取得については、全員一致をもって原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第59号 令和2年度清須市一般会計補正予算（第7号）案についてご報告申し上げます。

当局より議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

委員より、「コロナ感染症拡大防止のために休館となった場合、補償金は事業収入見込みの減額分と業務未執行分の減額分から決めたのか」との質問があり、当局は、「そのとおりです」との答弁でありました。

以上が主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、議案第59号 令和2年度清須市一般会計補正予算（第7号）案については、全員一致をもって原案を可決すべきものと決しました。

次に、発議第4号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書（案）について質疑に入りましたが、質疑もなく、採決を行った結果、全員一致をもって原案を可決すべきものと決しました。

以上で、建設文教委員会に付託された案件につきましてのご報告を終わらせていただきます。

議長（成田 義之君）

ただいま委員長報告がありましたが、ご質問はございませんか。

（ 「なし」 の声あり ）

議長（成田 義之君）

ありがとうございます。

質問もないようですので、大塚委員長ご苦労さまでした。自席へお戻りください。

次に、14日に開催されました総務委員会の報告を浅野委員長より求めます。

浅野委員長。

< 総務委員会委員長（浅野 富典君）登壇 >

総務委員会委員長（浅野 富典君）

議席5番、総務常任委員長、浅野でございます。

令和2年9月定例会に上程されました議案のうち、当総務常任委員会に付託されました案件につきましては、去る9月14日午前9時30分から、委員全員出席のもと委員会を開催し、慎重に審議を行いました。これにより、その審議の主な内容と結果についてご報告を申し上げます。

それでは、認定第1号 令和元年度清須市一般会計決算認定の所管分についてご報告を申し上げます。

当局より議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

まず、歳入では、地方特例交付金について、委員より、「前年度より大きく増額となった理由は」との質問があり、当局は、「令和元年度は幼児教育・保育の無償化に伴う地方負担分を子ども・子育て支援臨時交付金で全額補填されたことは主な増額の要因です」との答弁でありました。

使用料及び手数料について、委員より、「行政財産目的外使用料の不納欠損額の内容は」との質問があり、当局は、「清洲総合福祉センター食堂使用分の収入未済額について、破産事件の訴訟が終結し、本市への配当はなかったため、不納欠損処理を行ったものです」との答弁でありました。

寄附金について、委員より、「ふるさと寄附金の歳入額回復に向けた今後の方策は」との質問があり、当局は、「本市を応援していこうとするシビックプライドをくすぐるような返戻品の調達や啓発に努めます」との答弁でありました。

歳出では、人件費について、委員より、「増加傾向にあるが、その課題や対策として考えることがあれば、その見解は」との質問があり、当局は、「職員の市民と接する時間、効果的な施策の立案や地域課題に取り組む時間をより多く確保していくことが重要であり、本市の課題と考えております。現在、本市でもICT技術を活用した業務の効率化に着手しているところであり、今後も研究を進めます」との答弁でありました。

財産管理費について、委員より、「公共施設等総合管理計画では、17.7%の延床面積を削減するとしているが、公共施設の延床面積の多くを占めている小中学校は公共施設個別施設計画、削減の対象になっているか」との質問があり、当局は、「対象ではありますが、小中学校校舎は長寿命化工事を進めてきたこともあり、当面は継続する施設であると考えております」との答弁でありました。

企画費について、委員より、「清洲城周辺にぎわい創出検討費に関し、民間活力導入の在り方の検討結果は」との質問があり、当局は、「清洲城は自由度の高い運営が可能となる指定管理者制度への移行が望ましいとの調査結果が出ましたので、事業者ヒアリングで収集したブランディングのアイデアを参考に指定管理者制度に向け検討を進めます」との答弁でありました。

委員より、「市民協働推進費について協議会を立ち上げ、今ある事業の将来を見据え、継続していくかどうかを検討してはどうか」の質問があり、当局は、「他の自治体の市民協働推進計画などを参考に、外部の意見も聴きながら、内部で今後の市民協働係の在り方について考えていきます」との答弁でありました。

交通防犯対策費について、委員より、「自転車等駐車対策協議会がしばらく開催されていないのはどのような理由か」との質問があり、当局は、「有料化方針に基づき、段階的に駐輪場の有料化に取り組んでいますので、特に協議会でお諮りする議題はありませんでした」との答弁でありました。

委員より、「長期放置自転車はどのようなもので、その処分方法は」との質問があり、当局は、「1か月以上放置されている自転車を撤去し、一時的に保管場所で保管します。所有者が分かる場合は通知し、連絡がない場合は、要綱に基づき自転車を売却処分しています」との答弁でありました。

委員より、「不審者情報メールが増えているが、防犯対策として主要な公園に防犯カメラを設置できないか」との質問があり、当局は、「公園への防犯カメラ設置も有効な手段と考えますが、見守りカメラ設置補助制度を活用していただき、地域の皆さんが防犯意識を地域ぐるみで高揚させていただきたい」との答弁でありました。

税務総務費について、委員より、「償還金等の不用額が多いのはなぜか」との質問があり、当局は、「主な理由としましては、例年と比較して法人市民税に対する還付金が少なかったためです。なお、複数年に遡る修正申告により、多額の還付金が発生することもあります」との答弁でありました。

監査委員費について、委員より、「現在の代表監査委員は何年間務められているか」との質問があり、当局は、「合併前の平成15年9月から合併を経て現在に至るまで17年間になります」との答弁でありました。

都市計画総務費について委員より、「空家対策をどのように進めてきたか」との質問があり、「地域の方々の協力のもと現地を確認し、数十軒の空家をリストアップしました。その中で老朽

化が進んでいるものは改善してもらうよう通知し、所有者から反応がない場合は、空家対策協議会に特定空家かどうかを図っております。現在確定した特定空家は4軒あり行政指導や助言を行っているところですので」との答弁でありました。

以上が主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、認定第1号 令和元年度清須市一般会計決算認定についての所管分については、全員一致をもって原案を認定すべきものと決しました。

次に、議案第52号 清須市部制条例の一部を改正する条例案についてご報告申し上げます。

当局より議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

委員より、「企業誘致に関することとは具体的にどのような業務か」との質問があり、当局は、「企業誘致、公有地の拡大、国土利用計画、低未利用地、その他企業誘致に関することとなります。窓口を企業誘致課へ一本化することで、企業からの相談事項を関係課との連携により円滑に進められるものと考えています」との答弁でありました。

以上が主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、議案第52号 清須市部制条例の一部を改正する条例案については、全員一致をもって原案を可決すべきものと決しました。

なお、議案第53号 清須市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案、議案第54号 清須市税条例等の一部を改正する条例案並びに議案第59号 令和2年度清須市一般会計補正予算（第7号）案の所管分につきましては、質疑もなく、採決を行った結果、全員一致をもって原案を可決すべきものと決しました。

また、発議第5号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）につきましても質疑はなく、採決を行った結果、全員一致をもって原案を可決すべきものと決しました。

以上のとおり、当総務常任委員会に付託されました案件についてご報告申し上げます。

議長（成田 義之君）

ただいま委員長報告がありましたが、ご質問はございませんか。

（ 「なし」 の声あり ）

議長（成田 義之君）

質問もないようですので、浅野委員長、ご苦労さまでした。自席へお戻りください。

以上で、各常任委員会の委員長報告を終わります。

ここであらかじめ申し上げます。

討論については、会議規則第51条の規定により通告制となっており、認定第1号に加藤議員から反対討論、富田議員から賛成討論、また、認定第2号、認定第3号、認定第4号に加藤議員からそれぞれ反対討論が提出されております。

討論は、発言席でお願いいたします。

また、表決については起立により行いますので、よろしくお願いいたします。

日程第1、認定第1号 令和元年度清須市一般会計決算認定についてを議題といたします。

会議規則第53条の規定により、加藤議員の反対討論の発言を許可いたします。

加藤議員。

< 13番議員（加藤 光則君）登壇 >

13番議員（加藤 光則君）

議席番号13番、日本共産党、加藤光則です。

認定第1号 令和元年度清須市一般会計決算認定について、反対の立場から討論を行います。

消費税増税の打撃に加え、さらに新型コロナウイルスの影響が経済に追い打ちをかける中、市民の命と健康を守ることに最大の力を注ぎつつ、現況の下での経済危機からどうやって市民生活を守るのか、国政はもとより各自治体の対応が問われています。

今、消費税増税により1年間に支払う消費税は、年収200万円未満だと月収1か月分以上の負担になってしまうという現実が私たちの暮らしの中にあります。そして、令和元年に行われた家計と金融行動に関する世論調査では、「貯蓄がない」と答えた人は単身世帯で38%、2人以上世帯は23.6%という実態も明らかになっています。地方自治体の基本的な役割は住民の福祉の増進を図ることです。執行された2019年度決算認定において、市民生活を守り、地域経済を振興していく上で幾つかの問題を指摘し、反対討論とします。

まず、10月1日から消費税10%への引上げと抱き合わせで公共施設の使用料やごみ処理、し尿処理手数料の見直しが行われました。もともと消費税は地方の安定的な財源と説明されてきており、一般会計に係る業務として行う事業は、消費税法第60条6項で課税標準に対する消費税額と控除することができる消費税額とを同額とみなすと規定され、地方消費税の増額など結果的に納税額が発生しない仕組みだと言われています。

受益者負担率の見直し・値上げは、市民の厳しい実態を見ると値上げは避けるべきであります。さらに、消費税率10%への引上げと抱き合わせで幼児教育と保育の無償化が実施されました。

無償化財源は低所得世帯ほど負担が重い逆進性を持つ消費税の増税頼みであります。安全・安心の保育を置き去りにし、保育の質、無償化費用の自治体負担など、保育に対する公的責任が後退する危険が指摘されています。

こうした中で、一場保育園が民間移管で認定こども園化が行われました。保育所への社会的期待や役割が増している中で、子どもの発達を保障し、安心して預けられる公的保育所の役割や保育の環境や条件に地域や施設による格差のない子どもに最善のものを保障する保育をどう実現していくかが問われています。子どもが豊かな保育・幼児教育が受けられる体制を整えることと一体で、無償化を進めていくことを求めます。

続いて、企業再投資促進奨励費についてであります。

これは大手企業に1億円を交付するものであります。今、資本金が多い企業ほど租税特別措置や配当益金不算入などの優遇税制の適用割合が大きく、23.2%の法人税率に対し資本金100億円を超える大企業の実質負担割合は13%にすぎず、優遇されています。企業は利益になれば支援がなくても進んで投資します。投資余力がある大企業に新增設の再投資に要する経費を支援する必要はありません。

最後に、個人番号制度を運用する上での経費についてであります。

国は、2015年のマイナンバー制度導入で、国と自治体がネットワークで密接につながったことを受けて、各自治体に情報セキュリティ対策の費用を補助し、番号による名寄せで集積した個人情報の漏えいや特定の個人が選別・差別される危険、不正利用による財産等の被害、国家による個人情報の一元化の危険などを認めつつ、個人情報保護措置により現実の危険ではないとしてきました。しかし、地方自治体の情報セキュリティをめぐり、会計検査院が抽出調査を実施したところ、少なくとも、約4割の市町村で管理者の許可なしにマイナンバー利用端末などから情報を持ち出すことが可能になっていたことが判明しました。

このように、マイナンバー制度は情報流出への懸念がぬぐえないこととともに、導入には巨額の経費が投じられるにもかかわらず、住民に対して質に見合う便益は示されていません。住民の負担軽減で示されているのは、せいぜい一生のうちに何回行っても分からないような行政手続の際に添付書類が削減できるといった程度のものです。そのような費用対効果も明示できない制度に自治体を巻き込むことは許されません。問題だらけのマイナンバーは改めて立ち止まって見直すべきであり、使う事務をさらに拡大することに反対するものであります。

以上、反対討論とします。

なお、議案第59号 令和2年度清須市一般会計補正予算（第7号）案についても、社会保障税番号制度システム費326万7千円が情報システム改修等に要する経費として計上されており、同理由で反対するものであります。

以上であります。

議長（成田 義之君）

続いて、富田議員の賛成討論の発言を許可いたします。

富田議員。

< 3番議員（富田 雄二君）登壇 >

3番議員（富田 雄二君）

議席3番、清政会、富田雄二でございます。

議長のお許しを頂きましたので、清政会を代表いたしまして、ただいま議題となっております認定第1号 令和元年度清須市一般会計決算認定につきまして、賛成の立場から意見を申し述べます。

永田市長が就任されまして二度目の編成となる令和元年度予算は合併以降最大の規模となり、これまでの成長を止めることなく、力強い清須の実現に向け邁進していくための取組が期待されておりました。

こうした中で執行されました令和元年度一般会計の決算額は、歳入総額が284億6千380万円余り、歳出総額が268億7千829万円余りとなり、実質収支額は7億8千401万円余りの黒字でありました。

歳入面では、その根幹をなす市税収入について予算額を上回ることができ、また現年課税分の徴収率は過去最高でありました昨年度をさらに上回りました。これも納税者各位のご理解と関係職員の地道な努力の成果の表れと理解いたします。

一方、歳出面では、本市のさらなる発展に向けて様々な行政課題への対応を着実に進めたものと認識しております。

まず、安全・安心の確保に向けて、雨水幹線、管渠の整備や雨水ポンプ場の長寿命化を着実に進めるとともに、新川中学校に新たに雨水貯留施設の整備を行ったことで、雨水の排水と貯留の両面が一層強化されました。

次に、児童生徒の快適な学習環境の整備に向けて、全ての普通教室に新たに空調設備の整備を行ったほか、小中学校の長寿命化改修を令和3年度の全校完了に向けて計画どおり着実に進めら

れております。

また、子育て支援についても、幼児教育無償化への的確な対応や待機児童ゼロの維持など、子育て世代の支援の強化や子育て環境のさらなる充実により、高い出生率を誇る本市の勢いを伸ばすことができたものと評価しております。

さらには、市発展の基礎となる鉄道高架事業や土地区画整理事業など、便利で快適な暮らしの実現に向けた基盤整備についても計画どおり着実に前進されたものと認識しております。

このほか清須市とあま市とで協力して進めている斎苑施設本体工事に着手するとともに、周辺環境改善事業についても着実に実施するなど、本市が今後ますます発展するための根幹となる事業を実施したところであります。

また、こうした中でも財政運営面では限られた予算を重点的かつ効率的に執行した結果、地方財政健全化法に基づく健全化判断比率の4指標は早期健全化基準を大幅に下回っており、様々な市民サービスを支える本市の財政の健全性は維持されております。

以上を踏まえまして、私は、この決算認定につきまして賛成の意を表明するものであります。

今後ともさらなる清須市の発展に向けて、市長の下で職員が一丸となって取り組んでいただくことを大いに期待し、決算認定に対する私の賛成討論とさせていただきます。

議員各位のご賛同のほどよろしくお願いいたします。

議 長（成田 義之君）

以上で、討論を終結いたします。

採決に入ります。

認定第1号に賛成の方の起立を求めます。

< 起 立 多 数 >

議 長（成田 義之君）

ありがとうございます。

起立多数であります。

よって、本案は認定されました。

日程第2、認定第2号 令和元年度清須市国民健康保険特別会計決算認定についてを議題といたします。

加藤議員の反対討論の発言を許可いたします。

加藤議員。

< 13番議員（加藤 光則君）登壇 >

13番議員（加藤 光則君）

議席番号13番、加藤光則です。

認定第2号 令和元年度清須市国民健康保険特別会計決算認定について、反対の立場から討論します。

国保加入者は、非正規雇用の労働者や退職後の高齢者が大半を占めています。本市の64歳から74歳までの割合は全体の4割を超え、所得も200万円以下が全世帯の6割あり、7割、5割、2割の軽減世帯が全体の44%となっています。2018年4月から、国保の運営主体が市町村から都道府県に変わり、医療費削減を推し進めるために標準保険料率を算定し、その水準に合わせて国保税の引上げを市町村に強要しています。そして、医療削減の進み具合を評価し、その結果に基づいて財政支援を行う保険者努力支援制度も実施されています。本市も国保税の引上げが続けられ、令和元年度は1人当たり平均8万8千435円から9万4千671円へ引き上げられました。今でも高過ぎる国保税がさらに上がれば、住民の命と健康、暮らしが脅かされるだけでなく、国保制度そのものの存立さえ脅かすこととなります。

全国知事会・市長会などが求めているように、国庫負担を増やして保険税を下げるべきであるとともに、消費税や新型コロナウイルスの影響に苦しむ市民に国保税の値上げを求めるのではなく、一般会計から繰り出しを増やして国保税を引き下げることが自治体の判断で可能であります。国保が相互扶助でなく社会保障であるとの立場を貫き、一般財源の繰入れを続け、高い国保税の引下げを求め、反対討論とします。

以上であります。

議長（成田 義之君）

討論を終結いたします。

採決に入ります。

認定第2号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立多数 >

議長（成田 義之君）

ありがとうございます。

起立多数であります。

よって、本案は認定されました。

日程第3、認定第3号 令和元年度清須市介護保険特別会計決算認定についてを議題といたします。

加藤議員の反対討論の発言を許可いたします。

加藤議員。

< 13番議員（加藤 光則君）登壇 >

13番議員（加藤 光則君）

議席番号13番、加藤光則です。

認定第3号 令和元年度清須市介護保険特別会計決算認定について、反対の立場から討論を行います。

介護保険制度が始まって20年が過ぎました。この間、保険料の値上げが続く一方で、介護サービスの抑制・削減が続いています。今や高齢者の3人に2人は住民税非課税であり、65歳以上の介護保険料の負担が生活圧迫の大きな要因となっています。こうしたことは2019年10月からの国の公費投入による低所得者軽減強化からも明らかであり、制度そのものを抜本的に改善すべきであります。

2019年度の本市の第1号被保険者数は1万6千226人で、要介護認定者は2千662人、認定者数の割合は16.4%となっています。介護保険制度は社会保障の一環であり、必要なときに必要な人に適切に提供される仕組みとして確立される必要があります。しかし、こうしたことは裏腹に、市町村を自立支援、重度化防止の名の下に介護サービスからの卒業や要介護認定の抑制を競わせる仕組みが2018年度から保険者機能強化推進交付金として導入され、市町村の点数獲得競争をあおり立てています。

また、高齢者のサービス利用を阻むハードルとしている自己負担は、所得が一定額を超える高齢者の利用料負担を2割から3割に引上げ、介護施設の食費、居住費の負担を軽減する補足給付の対象を絞り込むなど、利用者負担増の改悪を連鎖してきています。このまま制度改悪が進めば私たちは高い保険料だけ取られて、いざとなっても介護サービスは使えない。これまでの2倍から3倍の負担がかかるという事態になりかねません。介護保険の連続改悪をストップさせ、高齢者も現役世代も安心できる公的介護制度にしていくために、保険財政における国庫負担割合を大幅に引上げ、利用料・介護保険料への軽減など、必要なときに必要な介護を受けられるよう介護保険制度の改善を図ることを求め、反対討論といたします。

以上であります。

議長（成田 義之君）

討論を終結いたします。

採決に入ります。

認定第3号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立多数 >

議長（成田 義之君）

ありがとうございます。

起立多数であります。

よって、本案は認定されました。

日程第4、認定第4号 令和元年度清須市後期高齢者医療特別会計決算認定についてを議題といたします。

加藤議員の反対討論の発言を許可いたします。

加藤議員。

< 13番議員（加藤 光則君）登壇 >

13番議員（加藤 光則君）

議席13番、加藤光則です。

認定第4号 令和元年度清須市後期高齢者医療特別会計決算認定について、反対の立場から討論をいたします。

後期高齢者医療制度は、高齢者を年齢で区切り、75歳以上を被用者保険の被扶養者や国民健康保険から切り離す制度であります。他の年代よりも医療が必要な高齢者だけの医療保険であるため、被保険者の増加、疾病の増加、医療技術の高度化が直接保険料に反映します。よって、医療給付が増えたら保険料が際限なく上がっていく仕組みには無理があります。高齢者医療制度を社会保険制度として機能させるには、国がより責任を果たすべきものであります。

こうした下で、令和元年度は低所得者に対する軽減制度の見直しが段階的に始まった年であります。9割軽減が8割軽減に改悪されました。該当者は本市では1千470人です。令和元年度の高齢者医療平均割は4万5千379円になっており、9割軽減ですと4千537円が基本となり、これが8割軽減になると9千75円の保険料になり、約2倍です。この軽減特例は、制度開始時には高齢者が置かれている状況に十分に配慮し、低所得者層に手厚い軽減対策として設けられたものであります。当時の高齢者の置かれている状況がこの間で改善されてい

るわけではなく、マクロ経済スライドにより年金収入は目減りし、医療・介護などの社会保険料は負担増であります。低所得者の負担増を新たに進め、高額な保険料を押しつけることは許されません。国の責任で高齢者が安心して医療にかかれる制度にすべきであることを申し述べ、討論といたします。

以上であります。

議長（成田 義之君）

討論を終結いたします。

採決に入ります。

認定第4号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立多数 >

議長（成田 義之君）

ありがとうございます。

起立多数であります。

よって、本案は認定されました。

日程第5、認定第5号 令和元年度清須市水道事業決算認定についてを議題といたします。

採決に入ります。

認定第5号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（成田 義之君）

ありがとうございます。

起立全員であります。

よって、本案は認定されました。

日程第6、認定第6号 令和元年度清須市下水道事業決算認定についてを議題といたします。

採決に入ります。

認定第6号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（成田 義之君）

ありがとうございます。

起立全員であります。

よって、本案は認定されました。

日程第7、議案第52号 清須市部制条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

採決に入ります。

議案第52号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（成田 義之君）

ありがとうございます。

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第53号 清須市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

採決に入ります。

議案第53号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（成田 義之君）

ありがとうございます。

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第54号 清須市税条例等の一部を改正する条例案を議題といたします。

採決に入ります。

議案第54号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（成田 義之君）

ありがとうございます。

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第55号 清洲城の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

採決に入ります。

議案第 5 5 号に賛成の方の起立を求めます。

< 起 立 全 員 >

議 長（成田 義之君）

ありがとうございます。

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 1、議案第 5 6 号 清須市清洲勤労福祉会館設置条例及び清須市西枇杷島勤労福祉会館設置条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

採決に入ります。

議案第 5 6 号に賛成の方の起立を求めます。

< 起 立 全 員 >

議 長（成田 義之君）

ありがとうございます。

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 2、議案第 5 7 号 工事請負契約（春日公民館空調改修工事（第 2 期））の締結についてを議題といたします。

採決に入ります。

議案第 5 7 号に賛成の方の起立を求めます。

< 起 立 全 員 >

議 長（成田 義之君）

ありがとうございます。

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 3、議案第 5 8 号 動産の取得についてを議題といたします。

採決に入ります。

議案第 5 8 号に賛成の方の起立を求めます。

< 起 立 全 員 >

議 長（成田 義之君）

ありがとうございます。

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第59号 令和2年度清須市一般会計補正予算（第7号）案を議題といたします。

採決に入ります。

議案第59号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立多数 >

議長（成田 義之君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第60号 令和2年度清須市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案を議題といたします。

採決に入ります。

議案第60号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（成田 義之君）

ありがとうございます。

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第61号 令和2年度清須市介護保険特別会計補正予算（第2号）案を議題といたします。

採決に入ります。

議案第61号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（成田 義之君）

ありがとうございます。

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第62号 令和2年度清須市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案を議題といたします。

採決に入ります。

議案第62号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（成田 義之君）

ありがとうございます。

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18、発議第4号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書（案）を議題といたします。

採決に入ります。

発議第4号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（成田 義之君）

ありがとうございます。

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19、発議第5号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）を議題といたします。

採決に入ります。

発議第5号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（成田 義之君）

ありがとうございます。

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、追加日程第1号 議案第63号 令和2年度清須市一般会計補正予算（第8号）（案）を議題といたします。

市長より提案理由の説明を求めます。

永田市長。

< 市 長（永田 純夫君）登壇 >

市 長（永田 純夫君）

それでは、本日追加提案いたしました案件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第63号 令和2年度清須市一般会計補正予算（第8号）案につきましては、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行を防止するため、妊婦及び18歳までの者に対して、季節性インフルエンザ予防接種費用の一部を助成するとともに、愛知県の補正予算を受け、高齢者等の季節性インフルエンザ予防接種使用の自己負担相当額を補助し、自己負担なしとする補正を行うことといたしました。

補正額は4千31万1千円を追加し、予算の総額は368億8千536万1千円となります。詳細につきましては担当から説明させますので、十分ご審議の上、ご賛同賜りますようによろしくお願い申し上げます。

議 長（成田 義之君）

それでは、追加日程第1、議案第63号について、総務部長より内容の説明を求めます。

平子総務部長。

< 総務部長（平子 幸夫君）登壇 >

総務部長（平子 幸夫君）

総務部長、平子でございます。

それでは、令和2年度一般会計補正予算書及び説明書第8号になりますが、1ページをお願いいたします。

朗読いたします。

議案第63号

令和2年度清須市一般会計補正予算（第8号）

令和2年度清須市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4千31万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ368億8千536万1千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の

金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年9月24日提出

清須市長 永田純夫

それでは、2ページをお願いいたします。

今回の補正は、これから冬季を迎えるにあたり、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行を防止するために、妊婦及び18歳までの者に対して季節性インフルエンザ予防接種費用の一部を助成し、ワクチンの接種を促すとともに、愛知県の補正予算を受け、高齢者等の季節性インフルエンザ予防接種費用の自己負担相当額を補助し、実質自己負担なしとし、同じく接種を促すための補正を行うものでございます。

なお、国は、推奨する接種対象者として高齢者等妊婦、小学校2年生までの小児を示しておりますが、本市といたしましては、高校生相当の18歳まで対象を拡大し、補助を行い、接種を促してまいります。

では、歳入歳出の主な内容をご説明いたします。

まず、歳入です。

第16款県支出金で、新型コロナウイルス感染症対策、高齢者インフルエンザ予防接種費補助金1千217万1千円を追加し、第19款繰入金で財政調整基金の繰入金2千814万円を増額するものです。

次に、右のページをお願いいたします。歳出です。

第4款衛生費では、まず、高齢者等の季節性インフルエンザ予防接種費用について、従来からの自己負担相当額に対して実質自己負担なしとなるよう助成する高齢者インフルエンザ予防接種費2千582万3千円を増額し、また、妊婦と生後6か月から小中学校の児童生徒及び高校生に相当する18歳までの者に対して接種1回につき1千円を助成する妊婦・子どもインフルエンザ予防接種費1千448万8千円を追加するものでございます。

なお、接種の期間は、令和2年10月1日から令和3年1月31日までの期間に行われるものを対象といたします。

今回の補正内容は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（成田 義之君）

ここで、11時まで休憩とさせていただきます。

（ 時に午前10時48分 休憩 ）

(時に午前11時00分 再開)

議長 (成田 義之君)

休憩前に続き、会議を開きます。

これより、質疑・討論を受けますが、議員の質疑及び当局の答弁は挙手をし、議長の許可を得てから、自席で議席番号と名前、役職名を述べてからそれぞれ行ってください。

また、討論については、挙手をし、議長の許可を受けた後、発言席でお願いいたします。

それでは、追加日程第1、議案第63号について質疑を受けます。

質疑のある方の挙手を求めます。

(「なし」の声あり)

議長 (成田 義之君)

これで、質疑を終了いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論のある方の挙手を求めます。

(「なし」の声あり)

議長 (成田 義之君)

続いて、賛成討論のある方の挙手を求めます。

(「なし」の声あり)

議長 (成田 義之君)

これで、討論を終結いたします。

採決に入ります。

議案第63号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長 (成田 義之君)

ありがとうございます。

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、追加日程第2、発議第6号 清須市議会委員会条例の一部を改正する条例案を議題いたします。

提出者であります浅野議員より提案理由及び内容の説明を求めます。

説明は発言席でお願いいたします。

浅野議員。

< 5 番議員（浅野 富典君）登壇 >

5 番議員（浅野 富典君）

議席 5 番、浅野富典でございます。

それでは、発議第 6 号についてご説明いたします。

発議第 6 号

清須市議会委員会条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 2 年 9 月 2 4 日

提出者 清須市議会議員 浅 野 富 典

賛成者 清須市議会議員 天 野 武 藏

白 井 章

加 藤 光 則

岡 山 克 彦

飛 永 勝 次

大 塚 祥 之

富 田 雄 二

提案理由を申し上げます。

この案を提出するのは、機構改革に伴い、総務委員会の所管に係る規定を整備する必要があるからでございます。

1 枚はねていただきまして、改正の内容は、清須市議会委員会条例第 2 条第 2 項第 1 号の総務委員会の所管する事項中に危機管理部の所管に関する事項を加えるものでございます。

附則 この条例は令和 2 年 1 0 月 1 日から施行するものでございます。

議員各位におかれましては、慎重にご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

議 長（成田 義之君）

これより、質疑・討論を受けますが、議員の質疑は挙手をし、議長の許可を得てから、自席で議席番号と名前を述べてから行ってください。

また、討論については、挙手をし、議長の許可を受けた後、発言席でお願いいたします。

これより、質疑を受けます。

質疑のある方の挙手を求めます。

(「なし」の声あり)

議長 (成田 義之君)

これで、質疑を終了いたします。

浅野議員ご苦労さまでした。自席へお戻りください。

討論に入ります。

まず、反対討論のある方の挙手を求めます。

(「なし」の声あり)

議長 (成田 義之君)

次に、賛成討論のある方の挙手を求めます。

(「なし」の声あり)

議長 (成田 義之君)

これで、討論を終結いたします。

採決に入ります。

発議第6号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長 (成田 義之君)

ありがとうございます。

起立全員でございます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、追加日程第3、発議第7号 枇杷島地区特定構造物改築事業の整備促進に関する決議書(案)を議題といたします。

提出者であります伊藤議員より、提案理由及び内容の説明を求めます。

説明は発言席でお願いいたします。

伊藤議員。

< 16番議員(伊藤 嘉起君)登壇 >

16番議員(伊藤 嘉起君)

議席 16 番、伊藤嘉起です。発議第 7 号の決議案について説明をさせていただきます。

発議第 7 号

枇杷島地区特定構造物改築事業の整備促進に関する決議書（案）

このことについて別紙のとおり決議書を提出するものとする。

令和 2 年 9 月 24 日

提出者 清須市議会議員 伊藤 嘉 起

賛成者 清須市議会議員 白 井 章

久 野 茂

八 木 勝 之

高 橋 哲 生

林 真 子

野々部 享

下堂 蘭 稔

はねていただきまして、決議案を朗読し、提案理由の説明とさせていただきます。

枇杷島地区特定構造物改築事業の整備促進に関する決議書（案）

平成 12 年 9 月に甚大な被害を受けた東海豪雨から 20 年が経過し、本市は特定構造物改築対策特別委員会を組織し、枇杷島地区特定構造物改築事業の整備促進について、国・県などと様々な議論を重ねてきました。東海豪雨以後、国・県など関係機関の激特事業を始めとする河道掘削や築堤などの事業推進により、庄内川の治水安全度は着実に向上はしています。しかし、ここ数年来、想定を超える豪雨や強い勢力を保ったまま日本に上陸する台風が頻発し、全国各地で大規模な河川の氾濫や土砂崩れなどが発生している現状を目のあたりにすると、再びこの地に東海豪雨を超えるような大規模災害が発生してもおかしくない状況であり、市民は日常生活に不安を抱えている。ついては、県道枇杷島橋の事業促進を図るとともに、J R 新幹線橋梁、J R 東海道本線橋梁の架替えに早期着工するよう、国・県を始めとする関係機関に対し一層強く要望していくことを決議する。

令和 2 年 9 月 〇 日

愛知県清須市議会

以上でございます。

議員各位におかれましては、慎重に審議の上、発議第 7 号につきまして賛同をいただきますよ

うお願いをいたします。

なお、この発議提出につきましては、9月17日、特定構造物改築対策特別委員会において全員一致にて承認され、賛同者となっていていただいておりますことを申し添えておきます。

以上で説明を終わります。

議 長（成田 義之君）

これより、質疑・討論を受けますが、議員の質疑は挙手をし、議長の許可を得てから、自席で議席番号と名前を述べてから行ってください。

また、討論については、挙手をし、議長の許可を受けた後、発言席でお願いいたします。

これより、質疑を受けます。

質疑のある方の挙手を求めます。

（ 「なし」 の声あり ）

議 長（成田 義之君）

ありがとうございます。

これで、質疑を終了いたします。

伊藤議員ご苦労さまでした。自席へお戻りください。

討論に入ります。

まず、反対討論のある方の挙手を求めます。

（ 「なし」 の声あり ）

議 長（成田 義之君）

次に、賛成討論のある方の挙手を求めます。

（ 「なし」 の声あり ）

議 長（成田 義之君）

これで、討論を終結いたします。

採決に入ります。

発議第7号に賛成の方の起立を求めます。

< 起 立 全 員 >

議 長（成田 義之君）

ありがとうございます。

起立全員でございます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

追加日程第4、常任委員会の閉会中の継続審査申出書を議題といたします。

お諮りいたします。

各常任委員会の委員長より、各所管事務の調査について、会議規則第103条の規定により、閉会中も引き続き調査したい旨の申出がありました。

このことについて、各常任委員長の申出のとおり、議会閉会中の継続審査に付することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(成田 義之君)

ありがとうございます。

異議なしと認めます。

よって、各常任委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたします。

追加日程第5、議会運営委員会の閉会中の継続審査申出書を議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員長より、議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、会議規則第103条の規定により、閉会中も引き続き調査したい旨の申出がありました。

このことについて、議会運営委員長の申出のとおり、議会閉会中の継続審査に付することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(成田 義之君)

ありがとうございます。

異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたします。

以上で、本日の会議日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和2年9月清須市議会定例会を閉会といたします。

長期間にわたりご審議いただきまして大変ご苦労さまでございました。

(時に午前11時09分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和2年9月24日

議 長 成 田 義 之

署名議員 松 岡 繁 知

署名議員 山 内 徳 彦